

さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付要綱

(平成15年 9月19日制定)
(平成16年 6月23日改正)
(平成17年 4月 1日改正)
(平成18年 4月 1日改正)
(平成19年 5月 1日改正)
(平成20年 5月 1日改正)
(平成21年 5月 1日改正)
(平成22年 5月 1日改正)
(平成23年 6月13日改正)
(平成24年 7月 4日改正)
(平成25年 9月 5日改正)
(平成26年 9月10日改正)
(平成27年10月23日改正)
(平成28年 9月30日改正)
(平成29年12月13日改正)
(平成30年 9月14日改正)
(令和元年 8月 9日改正)
(令和2年 3月16日改正)
(令和2年 7月20日改正)
(令和3年 3月15日改正)
(令和3年 7月 9日改正)
(令和4年 8月19日改正)
(令和5年 5月11日改正)

(通則)

第1条 さいたま市低公害車普及促進対策補助金（以下「補助金」という。）の交付については、さいたま市補助金等交付規則（平成13年さいたま市規則第59号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、低公害車を導入する者に対し、予算の範囲内において経費の一部を補助することにより、低公害車への転換を促進し、大気汚染の改善を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

(1) 「旅客自動車運送事業」とは、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第

- 1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業（以下「一般乗合旅客自動車運送事業」という。）、同号ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業（以下「一般貸切旅客自動車運送事業」という。）及び同号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業（以下「一般乗用旅客自動車運送事業」という。）をいう。
- (2) 「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第83号）第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業（以下「一般貨物自動車運送事業」という。）、貨物利用運送事業法（平成元年法律第82号）第2条第8項に規定する第二種貨物利用運送事業（以下「第二種貨物利用運送事業」という。）をいう。
- (3) 「一般乗合旅客自動車運送事業者」とは、一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (4) 「一般貸切旅客自動車運送事業者」とは、一般貸切旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (5) 「一般乗用旅客自動車運送事業者」とは、一般乗用旅客自動車運送事業を営業者をいう。
- (6) 「一般貨物自動車運送事業者」とは、一般貨物自動車運送事業を営業者をいう。
- (7) 「第二種貨物利用運送事業者」とは、第二種貨物利用運送事業を営業者をいう。
- (8) 「自動車リース事業者」とは、事業用自動車の貸渡しを業とする者をいう。
- (9) 「低公害車」とは、天然ガス自動車、優良ハイブリッドバス、優良ハイブリッドトラック、EVバス、EVトラックをいう。
- (10) 「天然ガス自動車」とは、内燃機関の燃料として可燃性天然ガスを用いる自動車であつて、当該自動車に係る道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第58条に規定する自動車検査証（以下「自動車検査証」という。）に当該自動車の燃料が可燃性天然ガスであることが記載されているもの（可燃性天然ガス以外の燃料が併記されているものを除く。）をいう。
- (11) 「ハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車であつて併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (12) 「プラグインハイブリッド自動車」とは、内燃機関を有する自動車であつて併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであつて外部からの充電が可能なものであり、かつ、当該自動車の自動車検査証に当該自動車が高ブリッド自動車であることが記載されているものをいう。
- (13) 「優良ハイブリッドバス」とは、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であつて、旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上の自動車（ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器

製造事業者等の判断の基準等（平成25年3月1日経済産業省国土交通省告示第2号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他環境保全上の技術基準（以下、平成28年排出ガス基準という。）に適合する自動車に限る。）をいう。

(14)「優良ハイブリッドトラック」とは、ハイブリッド自動車又はプラグインハイブリッド自動車であって、貨物自動車運送事業の用に供する自動車（ただし、内燃機関に軽油を用いる自動車のうち車両総重量が3.5トンより大きいものにあつては、「貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器製造事業者等の判断の基準等（平成27年7月10日経済産業省国土交通省告示第1号）」で定められた基準エネルギー消費効率を満たす自動車であり、かつ平成28年排出ガス基準に適合する自動車に限る。）をいう。

(15)「電気自動車」とは、電気を動力源とし、かつ、動力源とする電気を外部から充電する機能を備えている自動車（自動車検査証に当該自動車がプラグインハイブリッド自動車であることが記載されているものを除く。）をいう。

(16)「EVバス」とは、電気自動車であつて旅客自動車運送事業の用に供する乗車定員11人以上のものをいう。

(17)「EVトラック」とは、電気自動車であつて、貨物自動車運送事業の用に供する自動車をいう。

（補助対象事業等）

第4条 補助対象事業、補助対象事業者、補助対象車両、補助対象経費、補助率、補助金交付決定額、補助金交付上限額、及び補助金の額の確定については、別表のとおりとする。

2 補助対象事業者は、各年度につき、補助対象車両3台を上限として申請することができる。

3 前項の規定にかかわらず、自動車リース事業者が補助対象事業者となる場合は、貸渡し先の事業者ごとに補助対象車両3台を上限に申請することができる。

（交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自動車検査証の交付後にさいたま市低公害車普及促進対策補助金交付申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。ただし、次に掲げるものは、補助対象としないものとする。

(1) 交付申請時において、さいたま市に対し市税の滞納がある者による申請

(2) さいたま市暴力団排除条例（平成24年さいたま市条例第86号。以下「条例」

という。) 第2条第2号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)による申請

(3) 暴力団(条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。)による申請

(4) 暴力団関係団体(役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。)のうち暴力団員に該当する者があるものをいう。)による申請

2 前項に規定する補助金交付申請書の提出期限は、各年度の3月20日まで(当該日が閉庁日の場合は直前の閉庁日)とする。

(交付の決定及び額の確定等)

第6条 市長は、前条の規定により提出された申請書について、その内容が適正であると認めるときは、補助金の交付決定及び額の確定を併せて行い、さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定による補助金の交付決定及び額の確定に際して、必要な条件を付すことができる。

3 市長は、前条の規定により提出された申請書について、補助金を交付しないものと認めるときは、さいたま市低公害車普及促進対策補助金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第7条 市長は、前条第1項の規定により確定した補助金を、さいたま市低公害車等普及促進対策補助金交付申請書(様式第1号)に記載する補助金の支払先に対して振込により支払うものとする。

(交付決定の取消し等)

第8条 市長は、交付決定後に第5条第1項各号のいずれかに該当することが判明した場合は、第6条の規定による補助金の交付決定及び額の確定を取り消すことができる。

2 第6条第3項の規定は、前項の規定による決定の取消しをした場合について準用する。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付決定及び額の確定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第10条 規則第20条第2号に規定する市長の定めるものは、補助対象事業により取得

した補助対象車両とする。

- 2 規則第20条ただし書に規定する市長が指定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）によるものとする。
- 3 補助金の交付を受けた者は、規則第20条の規定により、補助対象事業により取得した補助対象車両の処分について承認を得ようとするときは、さいたま市低公害車普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の規定による申請を受けた後、速やかに、当該申請に係る処分の承認又は不承認を決定し、さいたま市低公害車普及促進対策補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書（様式第5号）により、申請者に通知するものとする。
- 5 市長は、前項の規定による承認をしようとする場合において、交付した補助金のうち処分時から財産処分制限期間が経過するまでの期間に相当する分を原則として返還させるとともに、当該処分により利益が生じたときは、交付した補助金額の範囲内でその利益の全部又は一部をさいたま市に納付させるものとする。

（書類の整備等）

第11条 補助事業者は、補助事業に関する書類を第10条第2項に規定する期間中保管しなければならない。

（委任）

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については市長が別に定めるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、平成15年9月19日から施行する。
（令和元年度における補助金の申請の特例）
- 2 令和元年度分の補助金の交付に係る第5条の規定の適用については、同条中「3月20日」を「3月末日」とする。
（令和2年度における補助金の申請の特例）
- 3 令和2年度分の補助金の交付に係る第5条の規定の適用については、同条中「3月20日」を「3月末日」とする。

附 則

この要綱は、平成16年 6月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年 5月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年 6月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年 7月 4日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年 9月 5日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年 9月10日から施行し、同年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年10月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年 9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年12月13日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年 9月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 8月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 3月16日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年 7月20日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 3月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 7月 9日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年 8月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年 5月11日から施行する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	天然ガス自動車の導入	優良ハイブリッドバス及び 優良ハイブリッドトラックの導入	EVバス及び EVトラックの導入（※1）
補助対象事業者	低公害車を導入する者で、一般乗合旅客自動車運送事業者、一般貸切旅客自動車運送事業者、一般貨物自動車運送事業者、一般乗用旅客自動車運送事業者、第二種貨物利用運送事業者、自動車リース事業者、その他これらに準ずるものとして市長が認めた者		
補助対象車両	次の要件のすべてを満たす車両であること。 (1) さいたま市内に使用の本拠の位置を置く車両であること。 (2) 初度登録が令和5年4月以降の新車の車両であること。		
補助対象経費 （※2）	低公害車の本体価格と通常車両の本体価格との差額	車両本体価格	
補助率	1 / 4		
補助金交付決定額	補助対象経費に補助率を乗じて得た額とする。		
上限額 （トン数はベースとなるトラックの最大積載量）	【バス】：50万円 【トラック】 4t未満：18万2千円 4t以上：50万円	【優良ハイブリッドバス】 40万円 【優良ハイブリッドトラック】 4t未満：19万2千円 4t以上：40万円	50万円
補助金の額の確定 （※3）	次の各号に掲げる額のうち、いずれか少ない額とする。 (1) 上限額 (2) 補助金交付決定額（補助対象経費に補助率を乗じて得た額） (3) さいたま市以外の団体から交付を受ける補助金額を補助対象経費から除いた額		

※1 「さいたま市電気自動車等普及促進対策補助金」との併用は不可とする。

※2 ア. 補助対象経費に係る消費税のうち、仕入控除を行う場合における仕入控除の対象となる消費税相当分については、補助対象としないものとする。

イ. 補助対象経費の基準額については、別に定めるものとする。

※3 補助金の額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

<様式一覧>

- 様式第1号 さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付申請書
- 様式第2号 さいたま市低公害車普及促進対策補助金交付決定及び額の確定通知書
- 様式第3号 さいたま市低公害車普及促進対策補助金不交付決定通知書
- 様式第4号 さいたま市低公害車普及促進対策補助金に係る財産処分承認申請書
- 様式第5号 さいたま市低公害車普及促進対策補助金に係る財産処分（承認・不承認）通知書